

統一協会「指定法人」に

財産監視を強化 「特別指定」はせず

統一協会（世界平和一家庭連合）の被害者救済を巡り、文部科

学省は7日、同教団を財産監視の強化対象となる「指定宗教法人」に指定しました。今後、四半期ごとの財産回録の提出や、不動産を処分する際の事前通知が義務付けられます。

昨年12月施行の特例法では、指定宗教法人に指定されると、不動産処分時の二ヵ月前までに文科省や都道府県に通知することが義務付けられ、違反すれば処分は無効となり

ます。通常は会計年度

た。

じの財産回録などの提出も、四半期ごとに必要。今回の指定により、同協会の初回提出期限は、1～3月分については6月10日までとなります。

特例法には、財産の隠匿や散逸の恐れがある場合は、被害者が財産回録などを閲覧できる「特別指定宗教法人」に指定できるとの規定もあります。同省

たる状況ではない」としながらも、今後ともさまざまな情報収集などにより該当すると認められる場合は指定を検討します。

文科省は昨年10月、

同協会に対する解散命

令を東京地裁に請求。

特例法は同12月、法令

違反による解散命令を

請求された宗教法人

の、命令決定前の財産

流出を防ぐのを目的に

成立し、施行されました。